○北上市介護人材養成補助金交付要綱

平成29年１月４日

告示甲第３号

改正　平成29年12月１日告示甲第51号

令和３年４月１日告示甲第25号

令和４年12月13日告示甲第183号

（趣旨）

第１　この告示は、市内における介護人材の育成及び確保に資するため、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に規定する介護福祉士養成施設（以下「養成施設」という。）での修学に要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、北上市補助金交付規則（平成３年北上市規則第57号）及び北上市補助金交付要綱（平成３年北上市告示第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２　補助の対象となる者は、市内に所在する養成施設に入学した者で、市内の介護サービス事業所又は障害者施設に就職を希望するものとする。ただし、公共職業安定所の職業訓練受講給付金を受けている者を除く。

（平29告示甲51・一部改正）

（補助金の額等）

第３　補助金の額は、年額48万円を限度とする。

２　前項に規定する補助金の交付は、２年度分を限度とし、当該補助金の交付に係る申請、交付決定、請求等の手続は、年度ごとに行うものとする。

（補助金の交付申請）

第４　補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、北上市介護人材養成補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに市長に申請しなければならない。

（１）　養成施設に入学したことが分かる書類

（２）　修学における経費が分かる書類

（３）　その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第５　市長は、第４の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、

補助金交付決定通知書により、不適当と認めたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（補助金の変更申請）

第６　補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに北上市介護人材養成補助金交付決定変更承認申請書（様式第２号）に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

（１）　養成施設を休学又は退学したとき。

（２）　養成施設を停学にされたとき。

（３）　その他申請内容に変更が生じたとき。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、当該書類を審査し、補助金の額に変更が生じたときは、北上市介護人材養成補助金交付決定変更承認通知書（様式第３号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第７　交付決定者は、北上市介護人材養成補助金交付請求書（様式第４号）を市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第８　市長は、第７の規定による書類を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

２　前項の補助金は、７月、11月及び３月に分割して交付するものとする。

（令３告示甲25・一部改正）

（補助金の取消し）

第９　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

（１）　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（２）　その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、北上市介護人材養成補助金交付決定取消通知書（様式第５号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第10　市長は、第９の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、既に交付し

た補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（補則）

第11　この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

制定文　抄

平成29年度の入学者から適用する。

改正文（平成29年告示甲第51号）抄

平成30年４月１日から施行する。